

情 報 局 編 輯

報 周

號日八十月二十

國民更生金庫について
議會開設五十年を顧みて
米の對英財政援助
燃料の話 方ス
事變下の人口問題

第三九號

昭和十五年十月一日

（定期一月小冊子發行）

五錢



輯 編 局 報 情

報 遷

號日八十月二十

第三九號

昭和十五年十月二十日第一種郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)

五錢

國民更生金庫について

議會開設五十年を顧みて

米の對英財政援助

燃料の話 ガス

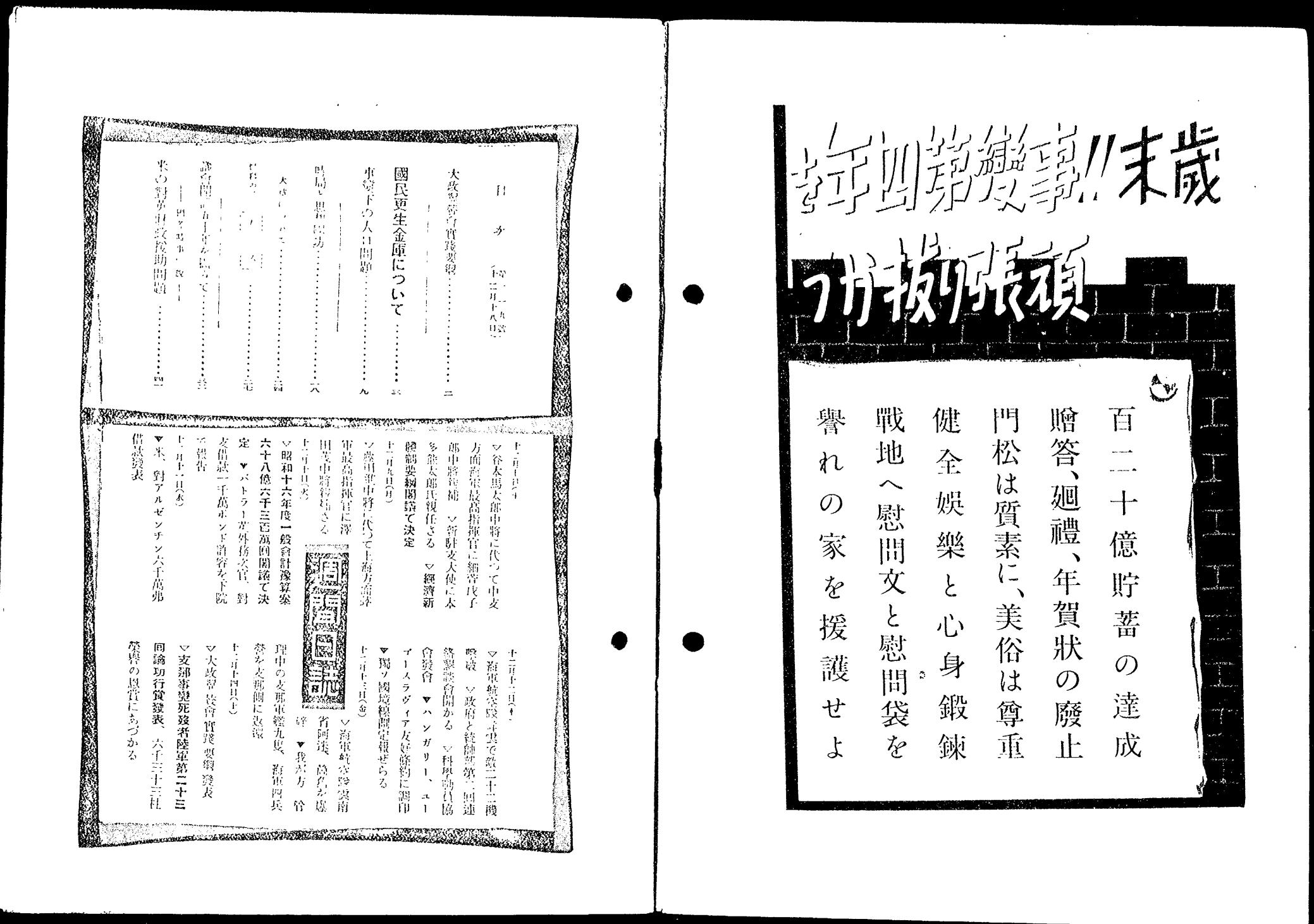
事變下の人口問題

露光量違いにより重複撮影

壬午年正月 新潟市開港 祝賀會

大張旗幟

百二十億貯蓄の達成
贈答、廻禮、年賀状の廢止
門松は質素に、美俗は尊重
戦地へ慰問文と慰問袋を
譽れの家を援護せよ



露光量違いにより重複撮影

歲末年四第ノ紅葉 張り抜き

百二十億貯蓄の達成
贈答、廻禮、年賀状の廢止
門松は質素に、美俗は尊重
健全娛樂と心身鍛錬
戦地へ慰問文と慰問袋を
譽れの家を援護せよ

目次	(昭二月十九日)
大政翼賛會實踐要綱	二
國民更生金庫について	三
事變下の人口問題	九
時局と思想国防	一六
大政について	一七
資料の本 ガ ス	一七
議會開設五十年を顧みて	三一
— 国祭時事記 —	三一
米の對英財政援助問題	四
借款發表	

週間日本

田茂中將親帥さる
軍最高指揮官に澤
山茂中將代つて上海方面陸
軍最高等指揮官に澤
田茂中將親帥さる
十二月十日(火)
▽昭和十六年度一般會計決算案
六十八億七千三百萬圓開議で決
定
▽バトラー英外務次官、對
支借款一千萬ポンド許容を下院
で報告
十二月十一日(水)
▽米、對アルゼンチン六千萬弗

省阿迷、簡陋な爆
破
▽我方、管
理中の支那軍艦九隻、海軍四兵
船を支那側に返還
十二月十四日(土)
▽大政翼賛會實踐要綱發表
▽支那事變死難者陸軍第二十三
回論功行賞發表、六千三十三柱
榮譽の恩賞につかる

大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。即ち、無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し、歷代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圈の建設に協力す。即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

財團法人 國民更生金庫について

中小商工業者の職業轉換對策の概要については、先に週報誌上(第一月十三日)に發表された通りであるが、右の對策と併せて企畫された重要施設たる國民職業指導所、國民勤労訓練所及び國民更生金庫の三者中、最後の國民更生金庫については帝國議會の協賛を経て特別の法律を制定する必要がある。然し中小商工業者の轉廢業といふ差迫つた事態に應ずるために、その手續の完了するまで猶豫してゐる事を許さない事情があるので、とりあへず暫定的の措置として民法に基づく財團法人組織を以て金庫を設立することとなり、銳意財團法人の設立の手續が進められてゐたのであるが、十二月二日に至り大藏大臣から金庫設立者に對し設立許可の通知が發せられ、こゝに金庫はいよいよその意義ある第一歩を踏み出すこととなつた。且下着々諸般の準備

を進めており近く開業の運びとなる豫定であるが、以下この財團法人國民更生金庫に關し、從來決定された事項の概要と今後の方針について簡単な紹介を試みたいと思ふ。

一、國民更生金庫の組織

今回設立された國民更生金庫は民法の規定に基づく公益法人たる財團法人である。その點では、例へば財團法人軍人援護會、財團法人紀元二百六十年奉祝會、その他私立學校、社會事業團體に多く見受けられるものと同様の組織であつて、株式會社組織をとらなかつたところに、先づ本金庫の特色が現はれてゐる。既設金融機關に類例を求めれば庶民金庫が最もこれに近い。尤も庶民金庫の方は庶民金庫法に基づいて設立された特殊の法人であるが、國民更生金庫

庫についても、將來これに關する特別法が制定され、特殊

法人たる國民更生金庫が設立された暁には、本財團法人は

これに事業と財産の全部を引継ぎ解散するのであつて、特

殊法人たる國民更生金庫の組織は一層庶民金庫に近いもの

となることと豫想される。要するに、いづれも全く營利的目

的を有しない特殊の金融施設たる點に共通點があり、從つ

てその組織も自然似通つたものとなつて来るわけである。

本財團法人の基金、即ち一般の會社でいへば資本金に相

當するものの額は二百萬圓である。その内百萬圓は、現在

全國金融協議會を結成してゐる全國の金融機關から分擔醸

し、されたので、これが先づ基本となつて本財團法人は設立

されたのであるが、政府からも本金庫に對し百萬圓の補助

金が交付され、これまで基金に組入れられるので、基金の

額は合計して二百萬圓となるわけである。なほ將來特別法

に基づき特殊法人たる金庫が設立される場合、その資本の

金額は大體一千萬圓程度に決定される見込である。

理事長には大口喜六氏が就任し、その下に理事三名、監

事一名を置き、なほ理事長の諮問に應ずる機關として、關

係官廳、金融機關、商工團體方面より十五名を選んで評議

員を委嘱した。

事務所は未だ設立勿々の事であるので、東京市丸の内日

本勸業銀行東京支店内に本據を置いて、一切の仕事を進め

てゐるが、今後は必要に應じ漸次全國各地に支所又は出張

所を置き、地方に於ける轉廢業者の便宜を圖る計畫であ

る。なほ出張所は別に獨立の事務所を置かず、銀行、信用組

合等の金融機關に出張所としての事務の取扱を委託するこ

とが多くなるものと考へられる。

二、國民更生金庫の目的と業務

國民更生金庫の寄附行爲(會社等の定款に相當するもの)は

「本金庫は時局の要請に應じ轉業又は廢業を爲さんとする

商工業者等の資産及負債の整理を促進し、その更生を圖るを

以て目的とする旨を定めてゐる。即ち最近に於ける國際

情勢の變化に基づく貿易の減退、國內經濟統制の強化等に

伴ひ取扱商品、原材料の減少を來し、或ひはその業務につ

いて禁止又は制限を受け、その他生産、配給機構の整理等に

伴ひ舊來の業務を離れようとする中小商工業者のため、そ

の舊業務用の資産及び舊業務に關する負債の整理を容易な

らしめ、以てこれらの中小商工業者が後顧の憂ひなく安ん

じて新しい職分奉公の方面に邁進し得るやう力添へをし

よろといふのが、本金庫の目的とし使命とするところであ

る。

右のやうな次第であるから、本金庫の業務は極めて特殊な、限られた範圍のものであつて、一般の既設金融機關に

於けるやうに、營業をそのまま維持繼續してゐる業者必

要とする運轉資金、設備資金等の融通を行ふものではな

い。これらの業者は、銀行、信用組合、無盡會社、庶民金

庫等それゝ適當の金融機關から、又中小商工業資金融通

損失補償制度、信用保證協會等の各種の施設を利用して必

要な金融を受けることが出来るのである。

國民更生金庫は右の如く、轉廢業のみを對象とする施

設であるが、更に嚴密にいふと轉廢業者ならばそのすべて

が本金庫を利用するものではない。即ち、自己の一身の

都合により任意に轉廢業をしようとする業者は、これは前

にいはゆる「時局の要請に應じ轉業又は廢業を爲さんとする」者ではないから、本金庫の業務の對象とならない。

結局どういふ業者が本金庫を利用することとなるかと

いふと、典型的の場合を擧げれば、中小商工業者によつて

組織される工業組合、商業組合等に於て、時局の要請に應

じ主務官廳の指導斡旋の下に舊業務の整理計畫を樹立し、

轉廢業をなさんとする場合の如きものであらう。

この場合一方に於て轉廢業をする者があると同時に、一

部の同業者は引續ぎ業務を繼續するやうな場合には、組合

から轉廢業者に對し相當額の給付をなす等、業者相互の間

で先づ共助の方策を考慮することが望ましいと考へられる。

右は、既に工業組合、商業組合等が組織されてゐる場合であるが、勿論組合の存在しない業者も多數あらうし、また組合との際作ることも適當でないもの、企業合同の方法により業務の整理を行はうとするもの、或ひは全く個人で轉廢業を行ふの已むを得ないもの等、實際には各業種の實情に應じ各種の事例が發生して來るものと考へられるが、

いづれにしても右の典型的の場合と同様の心構へによつて、政府の指導斡旋の下に、適切な業務整理計畫を樹立する必要がある。

さて、業者の側で右に述べたやうな整理計畫が樹立されるのに對應して、國民更生金庫としては左のやうな各種の業務を行ひ、その整理計畫の圓滑な實現を圖るべく協力することとなるのである。

(イ) 転業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする營業用資産の管理處分の引受け

(ロ) 転業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする資金の融通

(ハ) 転業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする債務の肩代り

(二) 前各號の業務に附帶する事業
右により本金庫は先づ、轉廢業者が舊營業に使用してを
つた動産、不動産の管理、處分の引受を行ふのであるが、そ
の引受をなす場合の引受價額は、一應その營業が繼續され
るものとして見た安當な評價額によることとなつてをり、

卷之三

あつて、その間生ずる差損額は、後に述べるやうに結局將來政府に於て補填することが豫想されてゐる。

とつては舊業務に關する負債の整理、舊業務の使用人の退職手當、新業務、新職業への轉換のための費用等に充てると、即時現金を必要とする場合が多いことと考へられる。そこで金庫は引受資産の處分されるのを俟たず、前述のやうな資金を必要とする方に對し、引受資産を擔保或ひは見返りとして、引受評價額の限度まで即時に資金を貸出すこととしたのである。貸付の利率、期限等の細目の條件は未定であるが、利率は出來得る限り低利を豫定しており、また期限は五年程度となる見込である。貸付金の回収は引受資産の處分代金を以てこれに充てるのであるから、實際處分價格が引受評價額を下る場合には、前述と同様政府の差損額補填の問題を生ずるわけである。

三 政府の助成と監督

金庫の業務が以上のやうなものであるから、金庫としては、その資産及び業務から生ずる收入を以て支出のすべてを賄ふことは全く望み得ないので、その不足額は政府が補給する建前である。また既に述べたやうな事業上必然發生することを豫想される損失額についても、他に十分な補填財源も考へられないから、特別法人の國民更生金庫が設立された曉には、政府がこれを補填することとならう。

更に本金庫の業務内容が以上の如くである以上、一般金融市場から通常の金融方法により資金を調達することも先づ困難と考へられるので、差當り日本興業銀行に對し國家總動員法第十一條に基づき、先般公布施行された銀行等資

者が他に特別に資産又は収入もなく、眞に已むを得ないと
きには、本金庫がその債務の肩代り^{（かたしろ）}をすることとなつてゐる。尤も肩代りをなすに當つては、舊債権者とも協議し相
當條件の緩和^{（ゆるわ）}、債權の減免を圖らせ、債権者にも相應の犠
牲を拂はせることが妥當であらう。

三、政府の助成と監督

金庫の業務が以上のやうなものであるから、金庫として
は、その資産及び業務から生ずる收入を以て支出のすべて
を賄ふことは全く望み得ないので、その不足額は政府が補
給する建前である。また既に述べたやうな事業上必然發生
することを豫想される損失額についても、他に十分な補填
財源も考へられないから、特別法人の國民更生金庫が設立
された暁には、政府がこれを補填することとならう。

更に本金庫の業務内容が以上の如くである以上、一般金
融市場から通常の金融方法により資金を調達することも先
づ困難と考へられるので、差當り日本興業銀行に對し國家
總動員法第十一條に基づき、先般公布施行された銀行等資

この點が本金庫の業務の頗る大きな特色である。一體中商工業者の營業用資産は、營業が繼續されて收益を生みつゝある間こそ相當の評價を見積り得るのであるが、一旦業務が廢止されると、本來の用途を離れたその資產は、屑物同様の捨^{すて}値でしか處分し得ないのが寧ろ常態であらう。そこで本金庫は、この場合轉廢業者の資產を、營業が引續き繼續され、その營業のために生きて働いてゐるものと一應假定して見積つた評價額で引受けることとしたのであつて、これによつて轉廢業者の業務整理計畫の樹立の上にも、非常な助けとなるわけである。なほ右のやうな標準に基づき具體的の財產の評價を決定するためには、各方面の權威者、専門家を網羅した轉廢業者資產評價委員會が、中央と地方に設置され、この委員會の決定した評價に従つて本金庫へ引受を行ふこととなつてゐる。

事変下の人口問題

世界の轉換期と人口問題

今日地球上にはおよそ二十一億の人口がある。その二十一億は二つの人種に大別される。歐洲に生れ世界に分散した、いはゆる白色人種は七億二千萬を算し、世界の人口の三割四分に當つてゐる。歐洲以外の大陸には、いはゆる有色人種が居住してゐるが、その數は大約十三億八千萬、世界人口の六割六分の多きに上つてゐる。

この二つの人種が支配してゐる面積を世界地圖の上に染め分けてみると、世界人口の三割四分に満たぬ白色人種は、地球の陸地一億三千五百萬方キロのうち一億二千萬方キロ餘、即ちその約九割を支配してゐる。それにひきかへ、世界人口の六割六分の多きを占める有色人種は、地

球の陸地の僅かに一割を支配してゐるに過ぎない。しか

六萬方秆は中華民國がこれを占めてゐる。だが、東亞において皇國とその支那滿洲國とを除けば、事實上白色人種制覇の下に立たない國家や民族は、殆んどないといつてよい状態である。

これが十九世紀以來、世界を支配した舊秩序の一つの側面である。されど今や、舊秩序の殻を破つて新らしき秩序の萌芽がいよいよ成長を開始した。この姿が即ち世界の轉換期であり、その摩擦が動亂として爆發する。世界の各々の國民や民族が、舊き秩序を脱却して新らしき秩序の下に、眞にその所を得ない限り、世界の眞の平和が如何にしてあり得ようか。

四億數千萬の民族を犠牲にして、歐米諸國に援助を求め、汲々として自己の政權の擁護に腐心する蔣政權の迷

金運用令による融資の命令を發し、本金庫へ資金を供給せしめる筈である。なほ將來特別法に基づく特別法人たる金庫が設立され、債券の發行により資金を調達することとなれば、その際には政府に於て債券の元利支拂を保證することとなる豫定である。

× ×

以上の如く本金庫に對しては、各般の點に於て政府の保護助成が加へられてゐるのであるが、同時にその監督についてもその萬全を期するため、特に財團法人國民更生金庫設立及監督規程(大蔵省令)を制定し、これに基づき金庫に對し十分周到な指導監督を加へることとなつてゐる。

務執行方針としては、從來の金融機關とは餘程變つた心構

（へを以てこれに當るでなければ、中小商工業者の轉廢業の實情に即した業務の運營は期し得られないと考へられるのである。）

同時に本金庫を利用せんとする者、或ひはその債権者の側にあつても、單純に時局の變化に基づく損失の全部を本金庫に補償せしめるといつたやうな考へ方では、本金庫としてその要求の悉くを満足せしめ得ることは不可能であらうと考へられるのであつて、本金庫の施設は、勿論當初から利益を生むことは全く豫想されず、損失を生ずることは寧ろ當然であるが、その損失は結局國家の負擔、換言すれば國民全體の負擔となるものである。従つてこの伊むをな得い損失を出來得る限り有效に生かし、全體の轉廢業對策の遂行に貢獻せしめ、高度國防國家の完成に必要な産業經濟の再編成のため役立たせるといふことが、金庫の當事者と利用者との雙方に、とつての共通の念願でなければならぬと考へる。

四億數千萬の民族を犠牲にして、歐米諸國に援助を求
め、汲々として自己の政權の擁護に腐心する蔣政權の迷

安を打破し、この民族の眞の解放を遂げ、大東亜諸民族

共榮のために、まづ東亜に新らしき秩序を建設すること

とを「掩八紘而爲宇」皇國聖國の大精神であり、世界史上

上日本民族の達成すべき絶大なる使命である。」

日華間の基本關係に關する條約が調印せられ、日滿華共同宣言の調印をみると至り、東亜新秩序建設の巨歩は確乎として踏みだされた。世界動亂の現實の姿と、日本民族のこの絶大なる使命とに鑑みれば、國防國家體制確立の急務は言を俟たずして明らかである。國防國家體制確立の根本でありその原動力たるものは、優れた國民の數が健全に増加するといふことに在る。

東亜新秩序建設の第一戰に活躍すべき多くの勇士がます／＼必要であることは云ふまでもない。また、さきの世界大戰の記錄によれば、戰線に送る兵員の二倍乃至三倍に達する銃後の產業戰士が絶對に必要である。近代戰の特色は正にこの點に在る。事變勃發以來、わが國の工業は文字通り飛躍的な發展を遂げた。平時ならば恐らく二十年乃至三十年の歳月を要すべき重工業

化學工業の發達が僅かに二年か三年の間に實現してゐる

のである。この發達が急激に多くの銃後の產業戰士を必要としたことは云ふまでもない。過日閣議で決定、

發表された昭和十五年度勞務動員計畫によれば、内地一般勞務需給について、軍需產業、生産力擴充計畫、產業及びその附帶產業、輸出及び必需品產業、運輸通信業並びに土木建築業における需要増加數と減耗の補充に要する員數とに、内地より滿洲國に派出する開拓民の員數等を加へて男女計約百十五萬人と概定された（週報第百九十七號參照）。最近わが國の生産年齢人口（十五歳から五十九歳までの）の增加は年平均約六十萬人であるが、假りにこれ等の增加人口が残らず上記の勞務の需要に當てられたとしても、七十五萬の人口が足らぬことになる。これによつてみても、產業戰士の要求が如何に大であり、わが國現下の人口狀態では、少からずその不足を感じる所以は明らかであらう。

また實に大陸の諸民族と手を携へて大陸の土と文化を拓きゆく多くの優れた國民が必要である。滿洲開拓民の增加結果、ドイツの失つた人口は四百二十萬に達し、戰死の大約二倍半といふ驚くべき多數に上つてゐる。以上二つの人口の減損を併せてみれば、近代戰が如何に人口増加に影響するかといふことと、この人口の減損を速かに埋め合はせることが如何に重大であるかは最早明瞭であらう。

は申すに及ばず、工業者や商業者や、あらゆる智能と技能を有する優れた國民が、滿洲國に、北支に、中支に、南支に、南洋に、大東亜諸民族共榮のために汗みどろにて働くかねばならない。大東亜の資源を拓き、資源を創り、その資源をこの大建設に築き上げてゆく力は、國民のあらゆる能力であり、國民の數である。悠遠なる東亜共榮の將來を思ひ、光輝ある日本民族の大使命を思へば、いくらあつても足らぬのは皇國の優れた國民の數である。

樂觀できない 我が人口増加

しかし、翻つて、わが國人口増加の現状を顧みれば、遺憾ながら必ずしも樂觀を許さぬものとはねばならぬ。一般に戰争は人口の減耗を來ざざるを得ない。多くの勇士が戰場に赴くから出産や結婚が減少してその結果出生率の低下は免れない。戰病死を除いても死亡率が高まるのが一般である。従つて出生死亡の差りたるいはゆる人口の自然増加は減少する。

事變下わが國の出生死亡の變動、即ち人口動態にも程度の差こそあれ、同様の影響を認めることが出来る。昭和十三年においては前年に比べて、二十五萬餘の出生が減少し、戰病傷死を除いて五萬餘の死亡が増加し、その結果、三十萬以上の自然増加の減少を示してゐる。かやうに、戰争によつて自然増加の一部を失ふことはまさにやむを得ないところであるが、今日自然増加の一

部を失ふことは、近き将来において父たり母たる者を失ふことであつて、人口増加の将来に永くその影響をとどめることをも深く考へねばならない。

更に重要なことは、戦争が人口増加の如何なる時期に起つたかによつて、大いにその影響する程度が異なるといふことである。一般に出生と死亡の變動の状態によつて文明國の過つた人口増加の時代を四つに分けることが出来る。即ち、死亡率が絶頂に達して低下に轉ぜんとし、出生率が上昇して自然増加の増大する時代、これを第一期とする。第一期は出生率が低下しはじめるが死亡率が一層急速度を以て減退し、その結果自然増加率がますます多くなる時代である。第二期においては死亡率低下の速度が漸次緩やかになり、遂には停滞状態に達し、出生率の減退が漸く著しくなつて遂には鈎瓶落しの状態となつてくる。この状態が進むと出生率は死亡率と交叉して死亡率以下に下つてしまふ。一方死亡率は徐々に高まつてくる。もはや人口は増加するどころか、かへつて減少しはじめる。この時代が即ち第四期である。

て今少しの壯丁があらば、フランス軍は獨力を以てライシの彼岸に獨軍を追撃し得るであらうと懐疑したといふ話である。フランスの出生減退、人口増加の停滞はさきの世界大戦によつて遂に決定的となつた。フランスは今日ドイツに屈伏した。それは前大戦以後におけるフランス人口の動向に従すれば恐らくフランスの免れ得ない運命でもあつたらう。

ロシア帝國の帝國主義の魔手が我が國に迫つて來た時、決然として我が國は日露戦争を戰ひ、白人帝國を打ち破つて世界の有色人種に思はず歓呼の聲を擧げしめたのであるが、その時の我が國人口は、正に第一期の中葉に該當してゐた。しかし現在わが國の人口状態は、後に述べるやうに、既に第一期の終りに近づいてゐる。今次事變と日露戦争と、その規模において格段の相違のあることはいふ迄もないが、人口の時代を異にしてゐることを忘れてはならない。わが國人口増加の将来に關し、事變の今日大いに戒心すべきある理由の一は、正にとの點に存するといはねばならない。

第一期に起つた戦争の人口に対する影響は比較的容易に埋め合はされる傾向があるが、第二期の終り以後に起つた戦争の影響は、さう容易には恢復され難いのが一般的である。それどころか出生減退に一層の拍車を加へるのが通例である。ドイツは第二期の終りで世界大戦に遭遇し、驚くばかりの出生減退を惹起し、彼の大がかりなナチスの人口増加政策は、一度下がつた出生率を恢復するのが容易な業でないことを如實に物語つてゐる。第三期で大戦に参加したフランスは今日ではもはや第四期に入つた。この度の戦争においても如何に人員の配置に苦慮し、如何に人員の損耗を恐れてゐたかはドイツのスカンディナヴィア作戦以来、獨軍のパリ無血入城に至るまでの戦闘の経過が明らかにこれを示してゐる。

フランス華やかなりし頃、歐洲を馳け廻つたナポレオンは、一八〇七年二月アオラウの戦の夕、少からぬ兵力の損害を打眺めて「巴里の一夜は總てこれを補ふであろう」と豪語したといふことである。それに引きかへ、世界大戦當時フランスの或る將軍は、マルタの戦線において、「フランス華やかなりし頃、歐洲を馳け廻つたナポレオンの損害を打眺めて『巴里の一夜は總てこれを補ふであろう』と豪語したといふことである。それに引きかへ、世界大戦當時フランスの或る將軍は、マルタの戦線において」

さらに、事變によるわが國産業の急速度の發展は激甚なる人口の都市集中を促してゐる。しかるに、都市の人口増殖力は農村に比べて著しく低い。三分の一乃至四分の一といふ状態である。

なんばく大都市の中には最早人口増殖力を全く喪失して、だら農村からの人口の補給を受けて存立擴大してゐるものさへあるのである。また、都市集中は國民の體力に良好な影響を與へるとは考へられない。産業の擴充につれて人口都市集中のますます著るしくなることは、今のところ或る程度までやむを得ない状態である。しかしこれを勢ひの赴くまゝに放任すれば、わが國人口増加の将来、國民體力向上の將來に少からぬ支障を生ずることは明らかであらう。一刻も早く、都市の増殖力の低い原因、體力の劣る原因を究め、都市人口の健全化を圖ると共に、健全なる人口増殖の根源である農村の人口増殖、涵養力を維持することに努めねばならない。また、一層急ぎつめて考へるならば、國土計畫の一環として都鄙人口分布の不均衡を是正することまでも考究しなくて

はならない。

必要な出生率維持増加対策

わが國の出生率は、大正九年の人口千につき三六を絶頂として漸次低下の傾向を示し、昭和十一年には三〇台を割り、同十二年には三一を示したが、同十三年には事變の影響を受けて二七といふ率に下つてゐる。この間の傾向は、さきの世界大戦前の歐洲文明國、なかんづくドイツの状態と頗る類似してゐる。現在わが國の出生率が他の文明國に比して今なほ相當に高いことは幸ひである。即ち、イタリアの二三、ドイツの一九、米國の一七、英、佛の一五に比べれば相當に高率である。しかしこの事實は決して我が國現下の出生率低下を樂觀すべき理由とはならない。元來出生減退の原因は今日なほ必ずしも明らかではないのであつて、人口問題の重要な研究題目の一つであるが、歐洲文明國の経験は、戦争は出生減退の原因ではないが、その恐るべき促進要素であることを教へてゐる。また、一度開始した出生減退は驚くべき加速

度を加へて急激な低落を演ずるに至るといふこと、更にまた、一度低下した出生率の恢復が如何に困難であるかといふことを如實に物語つてゐる。しかしてその結論は「出生率維持増加政策は過ぎに失することはあるつても、早きに過ぐることはない」といふことである。

なほ、出生減退は一般に、優れた資質の人口の増殖力の低下を來し、劣悪なる資質の人口の増殖力は依然として高いから、いはゆる逆淘汰、即ち質の優れたものが減つて悪いものが増えるといふ傾向を促進するといはれてゐる。この點からみると、人口の資質の向上を圖るには出生が多くなければならぬと言はねばならない。

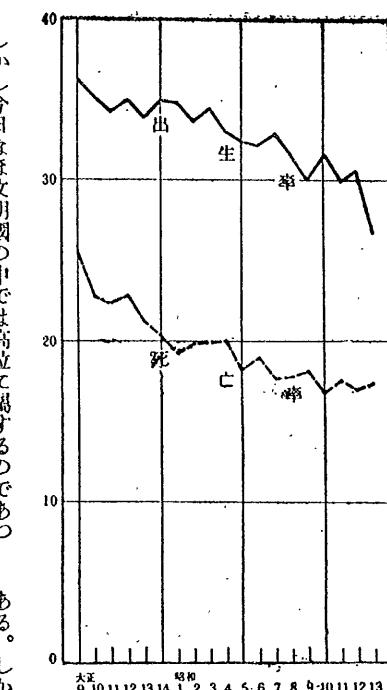
次に、わが國の出生率は歐米文明國に比べれば高いことは上述の如くであるが、わが國を構成する諸民族特に大東亞共榮圈内の出生率について比較しなければならない。世界人口の五分の一を占める支那民族の出生率は不明であるが、少くとも、人口千につき四〇以上であることを推定すべき根據がある。二億に垂んとする人口

を據するソ聯の出生率は四〇に近いと推測することが出来る。三億五千萬の人口を包含する印度は三五、フィリピンは三七、海峽植民地三八といふ著しい高率を示し、これ等と比較すれば我が國の出生率は正に最低である。尤もこれ等の民族においては死亡率も極めて高く、自然増加率は出生率の高いほど著しくはないのであるが、以上の出生率はその潜在的増殖力の如何に著しいかを示すに十分であつて、一度治安が確立され、經濟生活の安定向上が確保されるにおいては、驚くべき増殖力を發揮すべきは推測に難くない。

以上の諸事情を考慮し、大東亞建設の將來に鑑みれば、今こそ出生率維持増加対策を講ずべき最も重要な時期たるを痛感せざるを得ないのである。

出生百につき死亡六のドイツ

出生率維持増加対策を講ずるために、大正九年以來現はれた出生率減退の仔細なる研究を必要とする。今、問題の一端を指摘すれば、この間に於ける出生率低下の一つの要素は結婚の延期、結婚年齢の上昇である。わが國婦人の平均初婚年齢は大正九年頃から今日に



しかし今日なほ文明國の中では高位に属するのであつて、死亡率を引下げる消極的に人口の増加を圖る餘地が十分あることを注意しなければならない。

上述の通り、事變によつて少からぬ出生が減少したのであるから、せめて一人でも多くの乳幼児が成長して第二の國民として次の時代を擔當し得るやうにしなければならない。わが國の乳幼児死亡率が大正九年の出生百につき一七から最近の一に低下したことは喜ぶべきことではあるが、未だこれを以て到底満足することは出來

ない。これと切り離してはならない母性の保護が特に必要な所以はこゝに在る。次に我が國死亡率が一般の文明國の死亡率に比べて特に著しく高いのは、十五歳乃至三十歳の働き盛りの青壯年においてである。しかもこの年齢層の死亡率が増大する傾向をさへ孕んでゐることは大いに戒心を要することと云はねばならない。

これ等青壯年の死亡率を引下げるとは、それだけ生産年齢人口を増加することを意味するのであつて、その重要なことは言を俟たない。

しかしてこの年齢層の死亡の半以上を占めるものは結核死で、結核豫防、結核撲滅の重大な所以はこれ亦極めて明瞭であらう。

科學的調査研究が解決の鍵

最後に過大都市の工場に織が上にも人口が密集し、農村には殆んど若者がゐなくなるといふやうな状態になつたとしたら、どうして人口の増強を遂げることが出来よう。即ち、國土の上に、職能的、地域的に適正な人口の配備が實現されることを始めて、眞の人口の健全なる増殖、資質の向上が期待されるのである。かやうに國土計畫を策定實施するに當つては、人口の増強を遂げることを目標の一として、國土の上に産業と人口の適質なる再分配がなされなければならない。

以上は、事變下におけるわが國人口問題の若干の要點を指摘したのに過ぎないが、これを以てしても國防國家體制確立の柱砥として各分野に亘る一貫的人口對策確立の須臾も忽せにすべからざる現下喫緊の要務たる所以は凡そ明らかであらう。かかるに、この問題の關聯するところは頗る廣範であり、複雑多岐を極めるのであつて科學的統合的調査研究の結果によらざる限り、對策

TOKYO GAZETTE

日支條約關係文書
部落會・町内會英文解說

週報英文版

「東京ガゼット」一月號所載
下月二十日發行

申込所
東京市新宿区内東京ガゼット發行所
新宿区内東京ガゼット發行所

時局と思想國防

18

外においては華隣との盟約をいよいよ固めし、内においては萬民翼賛の舉國新體制の具體化と共に我が國は内治外交相應じて大東亞の新秩序を確立し、進んで世界新秩序の建設に邁進すべき飛躍的進展の段階に入つた。しかも國際情勢は日を逐うて複雜深刻となり、國內事情また必ずしも樂觀を許さず、かゝる時艱を克服突破して世界史的使命を完遂するには、その前途至難遼遠なるを覺悟しなければならない。

かかる難局に處してこれが打開を遂げしめるものは何か。言ふまでもなく我が國力の如何である。事變は、固より國家各部門を總動員し、舉國全力をつくしての戦ひであり、國家總力の如何がその成否を決定するのである。

しかして當面の課題たる國力を、如何に充實し發揮するかを眞剣に考へれば考へるほど、國民思想の問題の重

要さに想到せざるを得ないのである。今日、國防國家體制の確立について思想國防の問題が喫緊の要務として取りあげられてゐる所以はこゝにあるのである。

國家總力戰と思想戰

戰爭といへば古くは殆んど武力戰を意味し、武力行為のみを以て戰爭の手段と考へられた。しかし周知の如く、近代戦に至つて戰爭の規模が驚くほど擴大され、第一次歐洲大戰には經濟戰、思想戰等が武力戰と併行して行はれたが、現在では更に國家總力戰として國家總力をあげて一體となし、國民生活の全體が戰争の實體をなし、てゐるのである。この點、今日においても往々にして武力、經濟、思想等を並列し、これらを合して國力をなす

と考へられる。國力に關し物質的要素の占むべき重要な地位については異論のある筈はない。しかし如何に物質的要素が完璧してゐても、精神的要素に缺けるところがあれば、それは恐らく何の用もなさないであらう。武力といひ經濟といひ、それらが國力として十全に力を發揮し得るのは一に確乎不拔の國民思想の統一によるものである。かくて國民思想の問題は實に國力の核心をなすものであり、國民思想の定立なくして國力の充實發揮は到底望むべくないのである。

さき頃ドイツが、今次歐洲大戰におけるフランス降服に至るまでの綜合戰果を發表した中に、盛り上る民族精神、ナチス魂の力を高らかに説いてゐるのは周知のことである。そして同じドイツが二十餘年前、第一次歐洲大戰において聯合國軍の攻撃の中に、戦争前半まで西部戰線にあつては一步も譲らず、東部戰線にあつてはロシア軍を粉碎して、ブレスト・リトヴァスクに屈服的な單獨講和を求めしめる等、相當の戦果を收めて尊る優勢を誇りながら、後半に入り聯合國側の思想戰工作に乗せられて

國內思想の動搖分裂を來し、これが主因となつて内部崩壊となり、遂には武力戦に勝つて思想戰に敗れる結果を招くに至つた事實を想起されたい。思想が建設的に働くか、破壊的に働くか、その孰れとして作用するかによつて、或ひは國家に統一と發展とを齎し、或ひは分裂と敗亡とを招く。思想の一つの力の重大さが知り得られるではないか。思想國防を單に國防諸要件の一とし、思想戰を武力戰の助成手段としてのみ考へることは、思想の問題に深き認識を缺くものといはざるを得ないであらう。

宣傳謀略戰

思想戰は普通に宣傳謀略戰の意味に用ひられる。敵

思想戰の二つの意義

しかばば思想戰、思想國防とは何を意味するものである。思想戰なる語は色々と説かれてゐるが、一般には大體二つの場合が考へられてゐるやうである。

19

國に對しその士氣を沮喪せしめ、戰意を放棄させるといつた心理的動機を策するもの、敵國の判断を誤導して用兵の錯誤を來し指揮を混亂に誘ふもの、また第三國に對して敵國への惡感情を刺戟し、自國への好感情を誘發しようとするもの等がこれである。第一次歐洲大戰において敵陣撲滅のために行はれた思想戰工作は餘りにも有名である。當時敵國の新聞、パンフレット、その他を偽装して反戦反軍感情を煽動する記事を盛り、これを前線のみならず銃後まで巧みに頒布し、或ひは墜壘戦において敵國の民謡を蓄音機にかけて敵兵の鄉愁を誘ふなどといひ、また陣營の夜空に聖母マリアの像を映寫して敵砲の銃鋒を挫いたといふ。その偉力は知れば知るほど單に笑つては済ませぬ挿話である。

思想と思想との戦

思想戦はまた、論理的、體系的な構造を有する思想と思想との戦ひと考へられる。世界の現状は數箇の國家群に分れ、それより異なる世界觀の上に立ち、支配的地位を

諜報、宣傳、謀略に乗せられないためには、思想國防上この點に關して一層周到の用意が必要であることは多く贅言を要しない。過般來、數次に亘る外國諜報網の檢舉事件にても、徒らに驚愕する前に各國秘密網が現に我が國內において如何に巧妙にその組織を擴大し、また合法的假面の下に躍躍し、國民の一言一行をも看過すまいとしてゐるといふ事實を正視し、全國民が深く思想國防意識に目覺めて戒心しなければならないのである。

第二の思想戦について見るに、我が國において思想困難の叫ばれたのは遠い過去のことではない。現に國內思想情況は遺憾ながら必ずしも樂觀を許さず、共産主義のみならず、その根柢をなし温床となつた諸思想の克服も徹底しない状況である。明治初年以來、西洋思想の急激な進歩を通りつゝある。西洋思想と雖も我が國の發展に極めて大きな貢献をなし刺戟となつたことは否定し得ない事實であるが、これを批判検討し醇化攝取することを忘れた

争ふ深刻な國際思想戦の渦中にあるといつても過言ではない。端的にいへば、共産主義的思想によるソ聯、自由主義的思想による英米、全體主義的思想による獨伊等がその主要なものであるが、各々その立脚する思想に基づいて激烈な思想戦を展開しつゝあるわけである。顧みれば今日、新興國家と呼ぶに値するものは、いづれもこの思想戦を戦ひ抜き、勝ち抜いて來たものであつて、ナチス・ドイツ、ファシシズム・イタリアの興隆は、正しく自由主義的或ひは共産主義的世界觀に對する全體主義的世界觀の勝利にほかならない。

思想戦の攻防手段

すでに歐米諸國は、第一の意味における思想戦遂行のために、第一次大戰の頃から強大な政府機關を特設してその攻防に餘念がないが、我が國は甚しく立ち遅れの憾みがある。思想戦の経験なく訓練なき我が國民が、敵性諸國の

結果は、我が國固有の思想を蠱惑し、却つて國家生々發展の活力を害うに至つた。もとより西洋思想は個人主義、國古來の思想、日本人本來の考へ方とは一致しないものである。元來人間の生活は時と所とにおいて考へらるべきもこれより成長したるものに他ならない。これらは我が國古來の思想、日本人本來の考へ方とは一致しないものである。元來人間の生活は時と所とにおいて考へらるべきであり、それは歴史的、國民的なものである。他國民の生活と歴史とによつて生れた思想は、我が國の思想と本質的に血脈を異にする。皇國のよつて立つべき思想は國體に出で國體に歸すべく、これに背反するものは異端の思想である。事變遂行の途上にあつて、我が國はこの思想戦において敗れるやうなことがあつてはならないが、そのためには、これらの反國家的諸思想を徹底的に批判し克服すると共に、積極的に國體日本精神を開明し、これを世界に宣布して理論的に戦はなければならぬ。

いづれの思想戦の場合にあつても、速かに攻防の方途を講ずることが極めて必要であるが、なかんづく國民思

想を不抜に啓培確立することが緊急の要務であり、これが即ち思想國防の根本をなすものである。儻として世界に比類なき國體を擧げる我が國は、思想國防の根基に搖ぎなきものであるが、國民の全部が眞に國體、日本精神に徹し、國の理想を體認し、これを生活の實踐にまで不斷に具現するに至らなければならぬ。國民思想が確立すれば思想國防は全く、若しこのことが行はれなければ、國力の充實も到底その真價を發揮することはできぬといつても敢て過言ではない。かくて國民思想の強化を圖ることは現下第一の重要な事項といはねばならない。

國防國家と思想國防

しかしながら、これが實現のためには、國家のあらゆる部門、あらゆる活動はその全力をあげて思想國防の統一目的に綜合されなければならない。今や着々と進展しつゝある舉國新體制の整備においても、國民全部がひとしく過去の殘渣を拂拭して、眞に國體の本義に徹し、報國の赤誠に燃えて大政を翼賛し奉るのでなければ、到底所期の目的是達成さるべきもない。この意味において思想國防體制の樹立は、高度國防國家を目標とする萬民翼賛體制の建設と全くその軸を一にするものであつて、たゞそれを思想の角度より規定したものに外ならない。かゝる思想

國防體制の核心をなすものとして、特に國體の本義に基づく思想研究機關の擴充、教育學問の刷新振興、反國體思想防遏のための思想取締の強化、防諺機關の充實、外國の宣傳謀略に對する情報の蒐集並びに積極的思想宣傳機關の整備等が統一的に企圖せられ、これら國家の諸機關が政府民間を通じ中央と地方と相呼應し、相互に緊密な連繫をもつて常に綜合的な基本方針並びに對策の樹立實施に當るとき、思想國防の一貫した體系が成立する。しかしてこの思想國防體制の中においてその實現の推進力となるものは、その實踐に直接當るべき國民思想の指導組織であつて、思想指導者が全國到る處にあらゆる機

關に配備され、中央地方を通じての思想指導網がこゝに確立されなければならない。

文部省の思想對策

教導局においても夙に思想國防の重要性を痛感し、昨年七月各道府縣に思想對策研究會を設置し、各地方の實情に即して國體、日本精神の透徹具現の方策、その他思想指導に關する具體的對策を樹立し、銳意これが實施徹底に努めてゐるのであるが、何分にも設立以來日なほ浅く、實際にはいまだその緒についたに過ぎない状況である。しかししながら、差し當り重點を本來國民思想啓導の任にある教育關係者の勤員に置き、すなはち教育關係者を思想指導者として一段と鍛成し、生徒兒童に對しては勿論、その家庭に對し、更に進んでは既設の各種實踐網、各種團體等に働きかけ、廣く國民各層に接觸して思想指導の實際に當らしめ、國體、日本精神の徹底、國民思想の昂揚を

圖ると共に、激しき時局の變移に應じ明確なる認識を與へて國策への理解と協力を進めしめんことを期してゐるのである。

かくて敍上の如く、現下わが國の飛躍的進展に即して、國民思想を不抜に啓培確立し、各種思想戰に對處して、萬全を期することこそ思想國防體制の核心であるが、それが推進を圖らんがためには、今後いよ／＼各方面協力して思想國防施設の擴充強化を圖り、時局下における思想國防に萬遺憾なからしめたいと思ふのである。

—— 教學局 ——

情報局編輯・首輪 定價二〇銭
第一輯 會社經理統制令解說
第二輯 賃金統制令解說
權威ある精細な解説と、これ等に關する勅令、省令、書式その他一切を收録した待望のパンフレット。
全国各地販賣所
書店にあります
内閣印刷局發行

大祓について

昭和十五年は今やまさに暮れんとして僅かに旬日をあますのみとなつた。現下の非常時は有史以來未曾有の深刻なものといはれてゐるが、この時に際して國民はいかなる覺悟を以て昭和十六年を迎へんとするか、それは正に痛切な關心事でなければならぬ。

たゞ曆日の觀念のみに即して單純に考へるならば、十二月三十一日は一

改過の機會として心身の穢れを濯ぎ清め、全く生れ變つた心持で新年の生活に入ることを傳統の慣習としてきた。毎年十二月晦日の外、六月晦日にも同じく大祓は行はれるが、殊に十二月の大祓が重んぜられる理由はそこに存するのである。

たので、各方面に於て諸種の有意義な

唱道される時、それを裏切るやうな一
種の國民的不徳義も間々行はれたので
ある。

今こゝに一々その事例を指摘するこ
とは避けるが、およそかゝる行爲は此
の際國家のために一洗して過去の汚點
を祓ひ清め、純粹日本精神に目ざめ
て、心から全國民が協力するのでなければ
ば、世界の新秩序建設といふやうな大

わが日本の國民はみだりに言擧げることを相戒めて、百の宣言よりも十の實行を重んじたものであるが、近時の傾向は寧ろそれと反対に、言説に健かにして實行に弱い觀がないでもない。筆舌の上に於てのみ清明日本を唱へながら、その裏面になほ社會的機惡を殘留せしめるが如きは斷じて許すべからざることであつて、今日こそそれを根本から改め直すべき機會である。本年十二月の大赦は、こゝに時局と關聯して一層の重要性を帶びて來るのである。

れを水中に流すことに變化した。その祓を宮城の朱雀門前に諸司百官及びその妻、姉妹等を會集せしめ、毎年六月と十二月との晦日を定期として國家の大規模に行ふに至つたのが即ち大祓である。

明治初年頃には殆んど形式化してゐたのを、殊に敬神の御聖志厚くあらせらるる明治天皇は、いたく遺憾に思召され、明治四年六月二十五日の太政官布告を以て大祓の舊儀御再興を仰出さるると共に、天皇御自身の御ために節折の御儀を修せしめ給ひ、なほ宮城内賢所の庭上で大祓を行はしめ給うたのである。その後更に明治五年六月に至り秋部省は命を奉じて新たにその式次第を公定し、六月、十二月兩度の晦日に座を設けて大祓の式を行ひ、當日は府縣官員より庶民に至るまで社參して祓すべしと布達した。

年の最終日であるといふ以上に格別の深い意味はないやうであるが、わが國では古來それが、一晩年の更新期での行動中反省すべきものが皆無だたる記念事業が企畫せられ、最近には盛大なる記念祝典も舉行されて、新興日本

記念事業が企畫せられ、最近には盛大なる記念祝典も舉行されて、新興日本勵中反省すべきものが皆無だつた。

當日午後二時から鳳凰の間で天皇陛下の御ために先づ節折の御儀を執り行はせられた後、午後三時からは改めて大祓の儀に移り、假の祓所としてしらへられた神嘉殿の前庭に親王、王、王族、公族御總代御二方及び各廳勅任官、奏任官、判任官の各總代六十餘名が參列して嚴肅な大祓が行はれる。

なほ伊勢の神宮でも古儀に従つて嚴かに大祓の儀が修せられ、官國幣社以下の神社に於てもまた社頭庭上に祓所を備備し地方官、氏子奉職者等が參列して、諸員切麻を執つて祓ひ、次に神職大祓を行ひ、かくして祓れを移し取つた祓つ物は、神職中の一員これを執つて河海に向ひ、水上遠く流し遣るのである。

これが等各所の大祓式を通じて最も重要なのは大祓詞の宣讀であつて、それに據ると、この大祓詞を宣讀することによつて一切の罪穢れは悉く消滅し、痕跡をも留めなくなるといふことであるが、専らこれを精神的效果の方から見ると、大祓といふ特殊の神聖なる行事を經て、過去の過ちを反省し、神の力を戴いて眞の清明心に徹し、身も心も爽やかなる新生活段階に入つて、雄健なる活躍をすることこそその主要目的であらねばならぬ。

明治維新後四年、諸般の體制全く整入つて、これより將に力ある活動に移らんとする時に當つて、畏くも明治天皇が大祓の儀を御再興あらせられ、官中より始めて全國一齊にこれを修せしめ給うたのは、まことに忝き事であつて、要なのは大祓詞の宣讀であつて、それによつて一切の罪穢れは悉く消滅し、痕跡をも留めなくなるといふことであるが、専らこれを精神的效果の方から見ると、大祓といふ特殊の神聖なる行事を經て、過去の過ちを反省し、神の力を戴いて眞の清明心に徹し、身も心も爽やかなる新生活段階に入つて、雄健なる活躍をすることこそその主要目的であらねばならぬ。

國威の宣揚、國光の赫耀は、かくして國威の宣揚、國光の赫耀は、かくして

氣を以て勇往邁進、皇國が負荷する世界的大使命の達成を期せねばならぬ。

國威の宣揚、國光の赫耀は、かくして

例へば石炭についてみると、ガスの製造に用ひる原料炭は、ガスの發生量が多く且つコークスとして固まる性質をもつ特殊のものでなければならない。ところが、さういふ石炭の産地は、大體北海道と九州の一部に限られており、しかもこのガス事業用石炭と同じ品質の石炭が製鐵、コークス等時局柄是非ともその生産擴充を必要とする方面に大量に使用されてゐる關係で、ガス事業用石炭の使用にも制限があつて、現在のところでは到底全體のガスの需用に應することは望み難い有様である。

をしなければならないのであるが、軍需や生産力擴充方面への供給を減少することは出来ないから、自然他の方面のガスを節約して全體のガスの需給の均衡を保たせる必要がある。

そのため、昨年十月商工大臣からガス事業者に對して、輸出入品臨時措置に関する法律に基づいて、ガスの需給調整に關する命令が發せられ、同年十二月から法律によつてガスの供給制限を行ふことになつた。この方法は、ガス事業用原料炭の割當量が半期毎に決定することになつてゐるので、ガス事業者は割當を

承認を受け、これを實施する。その結果重點主義によつて、需用家の整理種別、ガスの用途別に、また家庭用についても消費量の大小別に制限率を決定して、各需用家に對し各月のガスの使用量を割當て、その消費を範囲内に止めさせようとするものである。

は各需用家に對し一層の協力を頼はざなければならぬこととなつた。
すなはち本年下期分として割當てられたガス事業用原料炭は、上期分に比し、約二割五分の増量になつてはゐるが、そのうち約一割は冬期における温度の下降による絶対必要量であつて、残りの五分で今後の需用増加を賄はねばならないのである。
ところが、時局關係の工業方面的需用が極めて多いために、この五分程度の増産では到底如何ともし難い。従つて或る程度一般の需用を制限して、これ等重要な方面への供給の確保を圖らねばならぬこととなつたのである。

そこで、各ガス事業者は右の事情を考慮して本年下期(十一月—四月)の

供給計畫をたて先般商工大臣の承認を受けたのであるが、家庭用についてでは今冬は他の燃料が相當窮屈であることを豫想されるので、特にこの點を考慮してガス供給制限率の標準を大體次のやうに定めたのである。

一、各種産業用

二、家庭用

(一) 小口消費者(一ヶ月の消費量十五熱位未満(東京瓦斯新創社を除くにとどめ)のも)には、特に使用量の割當は行はぬが大體昨年下期の消費量より著しく超過する場合は割當量を示し供給制限を行ふ

(二) 大口消費者には左のやうな
率で制限を行ふ

一ヶ月の消費量

十五熱位一二十五熱位(ガス代金)
三箇月五箇月

昨年下期の消費實績より五分減

二十五熱位五十熱位(ガス代金)
五箇月十箇月

同

五十熱位以上(ガス代金十箇月以上)

同

二割五分減

二割五分減

二割五分減

二割五分減

今期のガス供給計畫は右のやうな
制限率に基づき、各方面においてそ
れぞれの節約が適確に行はれるもの
としてたてられたものである。従つ
て萬一、割當量を超えてガスを消費
するやうなことがあると、たちまち
需給の均衡を破ることとなり、遂に
は全般的にガスの供給を停止せねば
ならないやうな事態をひき起す虞れ
がある。その結果、各家庭に及ぼす

29

28

影響の大きいことは勿論、工業方面の需用先においても作業能率の減退、製品の不出来等いろいろな障害が起るばかりでなく、保安上の危険の虞れもあるから、これは是非未然に防止しなければならない。

節約はかうして

ガスの節約方法として、ガス事業者は供給区域内のガスの供給量及び需用家のガス器具のノズルの調整を圖ること、自家用及び従業員用のガスはなるべく強度の消費制限を行ふこと、漏洩による勘定外ガス量の減少を圖ること、需用家の使用孔口數を制限すること等の方法を昨年以來講じてゐるが、今後ますますこれ等の方法を徹底して行ふことに

なつてゐる。

雑巾でよく拭くこと

ガスの消費節約を實行することは、時局下最も緊要な需用面に對し、重要な熱源を供給することとなる。

鍋、釜、茶瓶等の底が濡れてるたら水氣を拭きとること

湯は一度沸騰したらいくら餘計に熱を加へても温度は昇らぬものであるから、煮立つたら適當に火を弱めること、茹でものをするときや豆類を煮るときはこのこつを應用すれば無駄がはぶける

ガス使用の都度火をつけること、火をつけ放しでほかの用をすることが必要である。そのため空氣窓を適當に開けて焰が青く強く燃えるやうにして使ふこと

ガス器具の手入れを怠らぬこと

と、焰の孔がつまり汚れたときは錐のやうなもので穴を開け油

を掲げて、各家庭の参考にしよう。

次に、家庭におけるガス節約の指針を掲げて、各家庭の参考にしよう。

茶碗一、二杯の僅かな湯が要るのに多量に沸し、残りを冷してし

まふのは不経済である。餘分の湯は絶対に沸さぬやうにすること
7 茄で物、煮物、焼き物、いづれも豫じめ所要時間を承知しておき、時間が來たら直ぐガスを止めること、臺所にはぜひ時計が欲しいものである。

8 焼き物をする際、焼網の上にフライパンを被せるよりガスの節約になる
9 茄で物は出来るだけ水を少くし、一旦茹で物に使つた湯は順に直ぐ湯の中へ入れると折角沸いた湯が冷めるからよく水を切つてから入れること

10 野菜類を茹でる場合洗つてから

な目に入れること
12 炊飯竈は釜とガスの火口との距離を適當に保たせることが肝要である。焰の先が釜の底に當り少し曲る程度まで火口のネヂを廻して上下すること、竈を掃除した後でこの調節を忘れないこと

13 冬季は夜炭火を採つた後に釜をかけておくと翌朝までに相當焼まつてなり炊飯のガスが少くて済む

14 炊飯も煮物も蓋は完全にするごと、炊飯の際蓋の上に重しを載せると釜内に壓力がかゝり經濟的である

15 ガス器具と鍋釜等の容器類はつり合つたものを使うこと、鍋釜の底は光つたものよりも黒い塗料の

議會開設五十年を顧みて

申上ぐるも長き

32

憲法と明治天皇の御転念

我が帝國議會が開設せられてから、去る十一月十九日が丁度満五十年に相當したので、當日は、貴族院議場に於て、最も天皇陛下御親臨のもとに、莊嚴雄大な記念式典が舉行せられたことは、未だに國民の記憶に新たなところである。

今この機會に、帝國議會開設の經緯と、過去五十年間に於ける帝國議會を、衆議院の事務的立場から顧みて極く平易に説明してみよう。

まづ帝國議會を説くには、憲法を語らなければならぬ。何となれば、議會の主たる権能はすべて憲法に規定されてゐて、憲法を改正しない限りは、議會の権能は寸毫も雖もこれを増減することが出来ないからである。

しかるに憲法を語るには、第一に明治天皇のことを申上げなければならぬ。

まことに、明治二十二年の権憲院に於ける制定にあたつて、議會の機能を如何に定めるかに、御転念の一方がならぬものがあらせられたことは、彼の明治十五年三月、各參議に賜つた勅語の中に「昨年十月、國會ヲ開クノ詔ヲ宣布セリ、此事未曾有ノ大變革ニシテ重大タルヤリト雖シ之ヲ誤ル時ハ上數千年ノ祖宗ニ對シ下百世ノ子孫ニ對シ其ノ實朕躬乃は在り昨冬來苦處スル所ニアラス」と仰せられたことによつても拜察することが出来る。

また明治二十二年の権憲院に於ける

憲法制定會議は、八ヶ月の間四十九日を數ふる會議に殆んど毎回、臨御遊ばされ、一回の御中座もあらせられなかつた御模様を拜察しても如何に御転念のたゞならぬものがあらせられたかが貌はれて、たゞ恐懼感激に堪へないのである。

かくの如くにして、欽定發布せられ

た憲法には、その前文劈頭に「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナル」念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ

子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と仰せられてある。何處の國にかくも立派な憲法があるであらうか。

これを心讀すればするほど、たゞ有難き大御心に感泣し、臣民としての道は自ら得せられるのであつて、これが信念となり、信仰となつてこそ始められる。

憲法發布の御告文には、「典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ——」と仰せられしのみならず、「朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ憲ラサラムコドヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ」と仰せられてゐるのは恐れ多き極みである。

故に吾々は常に思ひをこゝに致して、

33

永遠に憲法の從順なる術行者とならなければならぬ。

更に又前文の中には「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ粉更ヲ試ミルコトヲ得サルベシ」と宣はせられた。吾々はこの不磨の大典と共によくこの前文を拳々胸膺して、臣道實踐に邁進せねばならない。

議會こそ

下情上通の通路

思つてこゝに至れば議會こそは、實に努めて民力を採り、民心に合するを

期させ給ふ大御心の現はれであり、萬民翼賛の道を、條章を以て示させ給はれたものであるといふことが出来る。

しがして翼賛機關としての議會は單に立法等に參與するのみでなく、間接には行政を監視するの任務を負擔するものであることは、伊藤博文公も言つてをられるところである。

それがために、憲法と議院法には次の四つの権利、即ち一、臣民の請願を受くるの権、二、上奏及び建議の権、三、政府に議員が質問するの権、四、財政を監督するの権が認められてゐる。

これを要するに、議會が法律案及び豫算案に協賛する外に、かゝる重大なる機能が各院に賦與せられてゐる所以のものは、各院をして、民意暢達の

機關たらしめたからである。しかして衆議院が貴族院と異なる所は解散を命ぜられる點と、もう一つは豫算先議權即ち衆議院の方が先に豫算案について議決する権限がある點であるが、この二點が衆議院をして貴族院よりも一層よく下意上達の機關たる使命を完うさず理由となつてゐる所である。

今各院が、民意暢達の機關であり、憲法上の下情上通の通路であるといはれる所以のものを、更に具體的に説明してみると、民意は議會を通じてのみ上奏となつて、天聽に達するか、或ひは意見となつて、政府に建議されて、その利弊得失が論白されるか、或ひは又、請願として採擇したものは、意見書を附して政府に送ることによつて、下意が上達されるやうになつてゐるか

ちである。内閣官制第五條には、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願は必ず開議を経なければならぬことになつてゐる。右の如く民意は議會を通して初めてよく天聽に達し、政府に通ずるものであるから議會を活用してこそ、萬民翼賛の實を挙げ得るものと信ずる。

往々議會の開設なくば、民意の暢達もなく、民意の暢達を図ることを得て望むべくもなしとて、時局一新は議會の開設よりと叫んだ志士仁人の獻身的愛國の至情を憶ふとき、昭和の維新は議會の妙味ある運用からといはざるを得ない。

莊嚴無比な開院式

第一回議會には「朕ハ卿等カ公平慎

重以テ審議協賛スル所アルコトヲ期シ併セテ將來ニ繼クヘキノ模範ヲ貽サムコトヲ望ム」と仰せられ、第二回帝國議會には「朕既ニ我カ帝國ノ光輝アル憲法上ノ進行ヲ謀ラサルコトヲ嘉シ更ニ卿等カ帝國ノ隆昌ト人民ノ幸福トヲ以テ目的トシ和衷協同シテ益其ノ公務ヲ竭サムコトヲ望ム」と仰せられた。聖慮のほどまことに辱けなき限りである。

これに對し、議會は天顔に咫尺し

優渥なる勅語を拜するの光榮を賜りた

るを恐懼感激し、唯々聖旨を奉體し、心力を盡して慎重審議、以て協賛の任を竭し上、陛下の聖恩に對へ奉り、下國民の委託に酬いんことを期する旨

議長が參内して謹んで奉答申し上げる

ことが例となつてゐるが、これは先に

も述べたやうに、まことに嚴肅そのもの儀式であつて、世界の何處の國に

我が國ほど莊嚴神聖なる開院式が舉行されてゐるところがあるであらうか。

この點われくは、もつと認識を新たにすべきはあるまいか。

以上は議會開設の經緯と共に一二の點について述べたのであるが、以下第一回議會以降今日までの具體的事項を少しく拾つてその計數を調べてみよう。

選舉の回数

帝國議會が開設されてから今日までに議會の回数は七十五回となるが、衆議院議員の總選舉の行はれた回数は一回である。だから明年施行せらるべき總選舉は第二十一回目である。

解散の回数

最初の選舉があるからである。解散は明治時代に七回、大正時代に四回、昭和に入つてから五回行はれた。

國民の投票總數

第一回總選舉より第二十回總選舉に至るまで、國民の投票した總數はどうぐらゐであるかといへば、驚くなれば實に六千七百六十八萬三千四百十三票

となつてゐる。約七千萬票である。いま日本の總人口は約一億といはれてゐるが、昭和十四年度に於ける内地人口の推計總數は七千二百八十七萬五千八百人であるから、ちやうど、今までに議員を選出するために國民が投票した數と、現在の内地人口が殆んど同數と見てよい。

議員となつた人の數

次にそれらの投票によつて議員となつた人數はどれ位かといふと、八千三百四十四名であるが、この中には同一人で何回も當選してゐる人もあるから、この重複を差引くと三千三百三十九名が、議員として議席に着いたことになる。この數には現議員も含まれてゐることは勿論である。

會期の總日數

議會は通常議會であれば、會期は三ヶ月と憲法に定めてあつて、その日數は九十日として計算することになつてゐるが、特別議會や臨時議會の會期はその都度動命によつて定められる。なほ會期が延長される場合もあるので、今第一回議會から第七十五回議會までの會期の總日數を調べてみると四千五百二十二日となつてゐる。これを年、月に換算すれば約十一ヶ年と四ヶ月になる。

會議の時間

議院では前述の會期中毎日本會議を開くかといへば、さうではない。次に述べる停會を命ぜられたり、或ひは休會といつて議院自ら會議を休む日もあ

るし、また會議日であつても朝から晩まで四六時中やつてゐるのではないかと、正味本會議を開いた時間數を調べてみると、會議時間の總計が五千四百五十三時間と七分となつてゐる。衆議院では規則で午後一時に開會して午後六時になれば議事終了せずとも延會を宣告することが出来るに

議事速記錄總頁數

議會の議事は規則上速記法によつて記録することになつてゐるので、帝國議會では第一回議會からの速記錄が完備してゐる。これは世界廣しと雖も我が國だけである。議會制度の先進國を以て誇る諸外國にもその例がない。この點は我が議會の一つの誇りであるといつてもよい。速記錄は官報の大引きで議會中は官報附錄として發刊されてゐるからよく御承知のことと思ふが、あれは議事公開の原則に従つて、

停會の日數

また會期の日數に當然算入されなが

傍聴出來なかつた國民全般に議會の議事の内容を知らしめようとする趣旨であるから、従つて我が議會の速記録には、外國文字を使用しないので慣用語となつてゐる外國語が出来來ても皆邦字で書くことになつてゐる。

かかる我が議會の名譽ある速記錄が今までにどれくらいの頁數かといへば、衆議院の本會議だけで三萬六千七十八頁になつてゐる。何と膨大なものではないか。それから委員會の速記錄は公刊されてゐないが、本會議の四倍半から八倍にも及ぶからこれを加へれば驚くべき數字になる。

傍聴者の總數

今迄にどれくらゐの人が本會議を傍聴したかといへば、百三十六萬五千八

百一人となつてゐる。このうち婦人の傍聴者は最初の二十五回議會まで

は記録が不完全なために分らないが、

第二十七回議會から昨年の議會までに、

六万八百三十四人といふ計數になつてゐる。しかして普通の議會では一會期を通じて傍聴人は平均四萬人である

が、今までに一番多かつたのは第五十

九回議會即ち昭和五年の議會で、五萬

九千五百六十八人であった。昨年の第

七十五回議會は四萬五千八百八十三人

であるから、これを第一回議會の二萬

三千三十五人と比較してみると、大體

二倍足らずになつてゐる。

可決法律案の數

議會の構能の中では法律案に協賛するものがその主なものである。いまその

可決件數を政府提出のものと、議員提出のものを區別してみると次のやうになる。

提出件數	政府提出			議員提出		
	衆議院可決件	二院共件	二院否件	參議院可決件	二院否件	二院共件
兩院通過件	二三〇件	二二〇件	二一〇件	二二〇件	二一〇件	二〇〇件

これによると、議會開設以來兩院を通じた法律案の件數は二千五百七十八件となるが、しかしこの法律案は全部が新らしい單行法として施行せられたものばかりではなく、中には改正法律案も含んでの話である。

協賛豫算總額

議會が豫算に協賛した額をみると、實に驚くべきもので、第一回議會に協賛した明治二十四年度の一般會計歳入歲

出豫算總額が、八千三百五十一萬四千二十八圓三十二錢五厘であつたのに比較して第七十五回議會の昭和十五年度のそれは、六十億九千七百三十三萬一千四百三十四圓といふ實に桁はづれのものとなつてゐる。これによつて見ても國力の増進が如實に額がれるわけである。

上奏、建議、決議、請願

上奏とは直接天皇に對し奉り議員の意見を開陳することであつて、議會の重要な豫算の方途であることは既に前述した通りである。

いま衆議院の實際についてこれを見ると、上奏件數は九十六件である。その他のものが十三件となつてゐる。主要なものはとしては會期延長の上奏、國事

犯特赦の上奏、内閣不信任の上奏、官紀振席の上奏、内閣の行為に對する上期の議會に於ては、歳入、歳出が同額

59

最後に請願であるが、これは國民が

38

帝國臣民として直接に天皇又は行政
實務に請願する以外に、議院に向つて

請願書を提出し、その希望を開陳する
ことをいふのである。議會が民意上達

の通路であるとすれば、議院に於て、
臣民の請願を受理することは當然のこと

といはなければならない。それで衆

議院では今までこれくらゐの請願を
受理したかといへば、七萬六千八十三

件となつてゐる。

こゝで注意すべきことは、この一件
の請願書を提出するに、どれ程の請願人
がそれに署名してゐるかといふことであ
る。今こゝでそれを一々述べることは
困難であるが、まづ一件につき少くも
五百人、多くは千三百人が署名して
ゐるから、請願件數七萬といつても實際

の請願人は最少にみて三千七八百萬人
は下らないであらう。今三の實例を

挙げてみると、去る第七十五回議會に
於ては請願人總數は十四萬九千三百八

十四人であつた。しか

して受理件數は千二百
六十六件であつたから

平均一件の請願人は千
百人を越える勘定と

なる。また請願件數の

多かつた第二十六回議
會（明治四十二年）を調
べてみると、請願人は

五十萬九千三百八十一
人で、請願件數が四千
二十八件といふ普通の

議會に比べて頗る多

かつたが、平均すれば一件當り千二百
六十四人となつて先議會と餘り變らな
いことになる。

— 議院事務局 —

寫眞週報 第百四十八號

(十二月十八日號)

☆戰闘はつゞいてゐる——壯烈な北中支の掃蕩戦

☆國境に雪が來た——北鮮國境警備の暮

☆聯邦ルーマニアとスロヴァキア

☆滿洲開拓安樂の合同結婚

☆五株譲に寄す四つの奉祝樂曲、發表演奏會

☆麻介で豚を飼ひませう——農民道館の養豚風景

☆二千六百一年を迎へる心の用意は?——漫畫

讀物 頁

☆紀元二千六百年を送る

☆秋一される用紙の風格

☆年末年始はこれでゆかる

☆どんな小包がコソレ易いか

☆ガスの上手な使い方(?)

米の對英財政援助問題

去る十二月四日以來滯米中のフィリップス英國大藏次官

と、再度に亘つて公式會議を重ねたモーゲンソー米國大藏

長官は、それに引つゞき十日午後、米陸海軍・國務・大藏各

省の首腦部ならびに國防委員を大藏省に招致して重要協議
を行ひ、その席上同大藏長官は、將來英國に供與するやうに
なるかも知れない巨額の借款交渉の基礎となる英國財政

狀態に關する秘密情報を發表したと傳へられる。

そして、同協議終了後、モーゲンソー大藏長官は新聞記者
者間に對し、「フィリップス英國大藏次官を通じて得た情報
を同僚諸氏に簡単に説明したにすぎぬ」と語つたが、この種
の會議は、さきの駆逐艦譲渡問題以来、米政府が對

策援助に關する重大決定を行ふ場合にしばしく開かれてゐ
るので、今回も何等かの重大決定がなされたものと一般か

駐米大使の空路歸任

これよりさき、日獨伊三國條約の成立と英米合作強化と
の新情勢につき、本國政府と打合せのため歸英中であつた
ローズアン駐米英國大使は、十一月二十三日空路米國
へ歸任したが、出迎への新聞記者團に對し

「英國は今や財政の窮乏に直面してをり、一九四〇年は
この意味に於て、英國にとり極めて困難な年となるであ
らう。現在英國は武器と船舶と財政との三援助を同時に
必要としてゐる。」

と英財源の窮乏を訴へ米國の對英援助強化を要望し、この
際米國として、對英援助に制限を加へてゐる武器輸送船舶

と財政の諸問題（中立法及びジョンソン法の修正）を解決されたい旨を示唆したのであつた。

今ほ、英國側は米大統領の三選と前後して、その宣傳方針にかなりの變更を行ひ、船舶の損害程度や財政の困難等についても比較的率直に公表するの舉に出で、以て米國輿論の喚起につとめることとなつたと傳へられる。

ついで二十五日、ローズイアン英大使は米大統領と歸任後最初の會談を遂げ、米國の積極的對英援助を要請したと傳へられ、同大使は會談後記者團に對し「大統領と國務長官に戰況を詳細報告しただけで、クレディット問題には觸れなかつた」と述べたが、同時に「現在英國は究極の勝利を確信してゐるが、この確信は米國の援助の繼續ならびにそれの増加を基本的條件とする」といふ意味深長な言葉を用ひ、今日英國として特に必要なのは船であると言明した。そして船とは商船のみならず軍艦をも意味するかとの記者側の質問に對しては、「船と云へば船である」と、これまで意味深長な答辭を行つたが、同地消息通は、これは米國商船の英國客港、商船及び軍艦の對英譲渡のほか、大西洋の警備に

開する協力強化即ち英海軍の餘力を西大西洋から他の必要な方面に向けることも問題となるものと觀測したのであつた。

42

それに關聯して、ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙のロンドン特電は、英大使が歸任に際し米政府に對し戰艦三隻、巡洋艦六隻、駆逐艦百隻の賣却又は譲渡方を要請する英政府の覺書を携へてをり、更に英國は護送船團が獨軍の襲撃によつて被傷を蒙むつたため商船隊を増強すべく、米國より新造船のみならず老朽船をも入手することを希望してゐると報じ、且つ英國の覺書はかかる海軍援助強化要請に對する代償として米國に何を提供するかについては何ら觸れてをらずとなし、太平洋上に於ける英基地又はシンガポール軍港の使用を許可するか否かについても何ら明示されてゐないと傳へ、たゞ英國は米國に對して英領土のいづれの地に於ても便宜を與へるに躊躇しないが、今回の海軍援助を以て米國がこれを投資と考へるやう希望し、單なる取引と考へて貰ひたくないとしてゐる旨を報じ、米國側に衝動を與へたのであつた。

遣米武器購入使節歸る

一方、英政府の遣米武器購入使節團長アーサー・バーヴィス氏は一ヶ月に亘る困難な軍需資材の購入措置を了し、二十七日歸英して次のやうな聲明を行つた。

「若し私がドイツ人であつたなら、英國が明春頃米國から多大の援助を得ることとなつたのを氣に病むであらう。」
官長蔵大臣
今回の軍需品購入價格は第一次大戰當時のそれに比べて非常に低廉であり、米國は英國から何らの利益をも得てゐない。

米國は米國自身の兩軍備と睨み合せて、英國の註文品の價格を決定してゐるのである。但し、正確な註文額は明示し得ないが、五億磅（約八十六億圓）と稱しても何ら誇張ではなく、現在までのところ英國は米國と現金取引

を行つてゐる。」

それに關聯して、米國務省は十一月二十八日、去る十月中に於ける米國の武器輸出額を發表したが、實輸出額は二千八百萬弗（約一億三千萬圓）で、九月に比べて約七百萬弗の増加を示し、その内、對英援助が實輸出額に於て前月分よりも一千萬弗を超える全額の殆んど八割五分までを一手に占め、且つ對英輸出許可額も前月に比し一躍四倍の二億弗異動を發表したが、それによると外國の米貨證券純賣却額なほ又、米大藏省は三十日、去る一九三九年八月三十日より本年九月四日までの大戰第一年内に於ける在米外資の餘萬弗に達し、即ち英國は過去一ヶ月を通じ三億三千萬弗（約十四億圓）からの在米資金を費消したものである。

43

英大藏次官の訪米

44

かくて十二月に入り、米國政府首脳は三日に大藏省に於て重大會議を開き、對英援助と英國の軍需品購買力につき全般的検討を重ねた。

即ち、モーダンソー大藏長官、スチュワード陸軍長官、ノックス海軍長官、ジョンズ商務長官、ウェルズ國務次官、フォレスター海軍次官、マーシャル參謀總長、クヌードーゼン国防諮詢委員會委員長、その他米國軍政財各界の權威が出席し、

一、英國に對する軍需資材却契約は現在既に二十五億弗に達してをり、來年度には恐らく四十億弗の巨額に達するものと見られてゐるが、これに對する英經濟力の檢討

二、現在ならびに將來に亘る英國の對米軍需品購入の分析研究等を行つたと傳へられた。

ついで翌四日、フィリップス英國大藏次官はモーダンソー

米大藏長官と會談のため、空路訪米したが、出迎への記者團に對する談話によれば、同氏來米の目的は英財政の一般的事實について米大藏省と協議するためで、現在英國の戰費は一日に四千五百萬弗(約一億九千餘萬圓)に達するが、物價のインフレーション的昂騰も少く、この點から見ても英財政の基礎は強固であると述べた。そして更に同氏は、英國の困難は北歐諸國ならびにフランスの没落以來、從來それらの地方から求めてゐた分まですべて米國から餘分に買はなければならなくなつた點にあり、那資金又は金塊をそれだけ餘計に必要とするに至つた事で、これに關し英米間に適當な取極めが出来るものと思ふと語つた。

又、同氏の來米に關聯しジョンズ商務長官兼融資長官は、「英はよい投資物であり、よいものに投資するのが自分の方針である」と明記し、米國の對英財政援助が着々と準備過程を通りつゝあることを仄めかしたが、その具體的方法としては中立法ならびにジョンソン法修正の如き直接的方法には猛烈な反対が豫想されてゐるため、例へば英蘭銀行に對する爲替安定を名目とする融資とか、或ひは英の註

第一次英米財政會談

文を受けた米國の業者に對し米政府が支拂の保障をしてやるといふやうな間接的な措置が講じられるのではないかとの觀測が高められたのであつた。

更に注目されたのは、從來、輿論の反対を懸念して沈黙を守つてゐた諸新聞が公然と對英借款提供論を唱へ始めたことで、ニューヨーク・タイムス紙の如きも五日附の紙上で次のやうに論じた。

「英國に於ける當の蓄積は莫大であるが、那爲替に換へ得るものはそれ程多くはないから、來年の中頃には那資金が渦渦に瀕するのではないか。」

米政府が對英援助政策を明白にしつゝ、一方に於ては中立法及びジョンソン法によつて個人の金融的援美を監視してゐることは、大きな矛盾である。

しかし同法が修正されても、今日の英國では適當な抵當物そのものが減少しつゝあるのであるから危機視され、個人投資は大した額には達しないと見るべきであらう。従つて問題は、米政府が直接英國に貸付けてその危險を負担するか、それともドイツの勝利を拱手傍観するか、一途いづれを選ぶかといふことに歸着する。」

かゝる情勢を背景として、フィリップス英國大藏次官は、十二月六日、モーダンソー米大藏長官と一時間餘に亘つて會談したが、會談終了後次のやうに語つた。

「余は英國の財政狀態、米國內に於ける物資購入額などに對する爲替安定を名目とする融資とか、或ひは英の註

に過ぎず、政策問題は一切討議しなかつた。然し今後討議すべき問題が相當あるから、週末の休みを利用して大いに研究の上、九日に第二次會談を行ふ豫定である。」

なほ、前記の英米財政會談に、米國の爲替平衡資金局長がよくに出席したこととは、米國一般からもひとしく注目され、平衡資金による對英援助の可能性がとみに濃化するに至つたものと見なされた。因みに、平衡資金は一九三四年の平値切下げによる剩餘金を以て、爲替とくに英米爲替の安定のため創設されたもので、

一、金又は那を以て磅を買ふといふ操作は、それが、政治的意圖に基づく場合に於ても、操作自體は完全に

45

合法的なものとなつてゐること

一、平衡資金の運用は、その性質上極秘裡に行はれ、何時どれだけの購買を行つたかについて詳細に報告する義務のないこと

一、米國に氾濫する金を再分配するといふ效果もあること等の長所のあることが、現地消息通の指摘するところとなつてゐる。

一方、英國側の主張によれば、英國はすでに註文のみの軍需品支拂ひには十分な邦資金を持つてゐるが、近く發註豫定分の二十億弗については、米國にある英國人所有の有價證券を賣却せねばならぬとし、

一、大量に處分することとなれば、市價が壓迫され、英國側の手取金が割引されるのみならず、米國市場も惡い影響を受ける。

一、英國の對米投資は巨額ではあるが、處分容易なものには限りがあり、固定投資の處分は早急には不可能である等を理由として、邦證券處分前に米國からクレディットを貰ふことが英米双方の利益であると稱してゐる。

これに對應して、米國に於ける親英論者は、金の流入及

び軍備擴張に基づく米國のインフレーション悪化を防ぐ

ためには、對英クレディット設定が必要であるとの有力な新説を提唱し、又、議會の孤立派はクレディット即ち戦争であるとの建前を以て前大戰の實例を示して阻止運動を白熱化するに至つた。

對英財政援助は必至か

ついで十二月九日、モーゲンソーメ大藏長官とフィリップ次官は英國の財政状態を表示した對照表及び在米の英國資本の調査表を米大藏長官に手交したと傳へられるが、これに先立ち米大藏長官は記者團と會見し、「米當局は目下のところ對英財政援助を決意しておらず、英大藏次官は單に英國財政の事實と實狀を語るのみであり、これを基礎として何をなすべきであるかといふ問題は、政府の仕事であり、この點では余は英側と何の取極めを行ふ權限も與へられておらぬ」と語つた。しかし、米議會方面では、その方法は如何にせよ、政府が早晚對英財政援助を決定するのは必ずと見ており、これに對し孤立派から相當強硬な反對論が

捲起るとともに、疑似的中立の立場を拠り積極化せよとする一派の運動も擡頭するに至つた。

かくて、米大藏長官は英大藏次官から提出されたいゆる「英國戰時經濟の對照表」を、本稿初頭の如く米政府首腦部會議に於て發表したと傳へられるが、その内容は、ニューヨーク・タイムス紙によれば、「邦資金の渇渴は相當迫切しており、又、換貨處分可能な資產總額は米國側一般の豫想よりは餘程少かつた」とされてゐる。

從つて、英國側が大量且つ急速な財政的援助を近く正式に申込むこと、そしてこれに對しルーズベルト現政権が先月の大統領選舉で公約した對英援助政策の一つとして原則的に承諾するであらうことも既定の事實と、米國一般に信ぜられてゐると傳へられる。

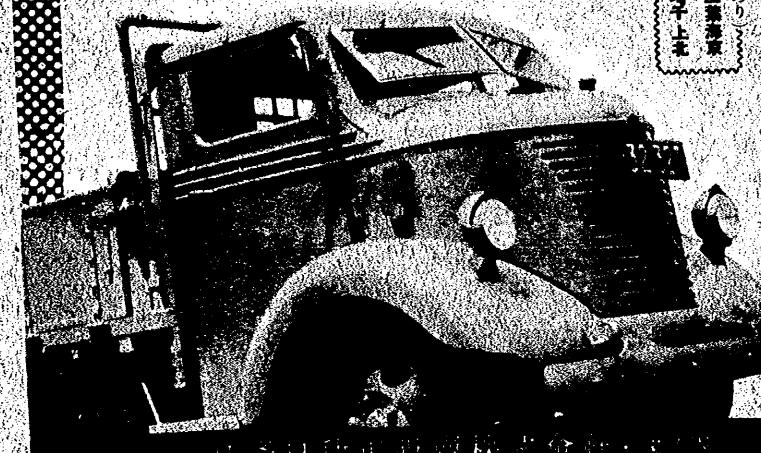
しかしながら、大規模の借款要求に應ずるために、中立法及びジョンソン法をそのままにして置く限り、たゞへ直接的措置を講ずるとしても徹底することは困難であり、結局、近い将来に於て正式に議會に對して同法の修正を求める他はないとの意見が、政府部内からも唱へられるに至つた。

一十五億ドル借款供與說

これよりさき、フィリップス英大藏次官の訪米と前後して、米聯邦準備局總裁エクレズ氏が全米產業審議會の席上、「今後五ヶ年間に英帝國內で產生される金を擔保として、米國が英政府に二十五億弗の借款を提供する」試案を發表し米財界の注目するところとなり、それに對し米當局は該報道の無根を發表した。しかしながら、一方、英國官邊筋ではフィリップス大藏次官の渡米は借款問題と關聯あることを肯定し、二十五億弗借款交渉は順調に進行し近く成立の可能性ありとし、商船の譲渡交渉も成立し約百隻の船舶が英國へ譲渡されることに決定したとも傳へた。即ちいづれにしても、英國に對し財政援助を積極化せんとする米當局の意圖は次第に濃厚化し、場合によつては、中立法やジョンソン法の拘束を無視しても、英國援助に乘出すことは必至と見られ、米の對英援助積極化の一翼として擴げられた對スペイン借款交渉及び、英國としても經濟的利害の甚大なアルゼンチンへの一億弗融資決定等とともに、その成行は極めて注視されてゐるのである。

ニッサン トラック・バス

傳 純的に最高度の性能を有する
ニッサン車は前線統後の輸送陣に
絶對的の機能を發揮する最も經濟的
な優秀車であります。



N15-1

所
全國各地に販賣店あり
京阪屋 櫻井戸内 玉葉海東
古
東大名東横神福東坊子上北

文部省推薦圖書 一級的

◇傷める薬(尾樂寅一著)著者は療養養所に勤務する青年類醫である。本書は療養患者がその身に負はされてゐる肉體的、精神的の深い苦惱と人間本來の生への欲求との間の矛盾に立ちながら、時に社會にすねる如きことがあつても、暖かい人の心にふれて本然に目覺め、苦悶な運命に堪へつゝ、自らの人生に歩んで行く嚴肅な姿を目に映する體に書き記したものである。著者の患家訪問、治療等に於ける殉教的な態度は少しの誇張もなく、自然に讀者に受入れることが出来る。「小島の春」とは同種類のものながら聊か行き方を異にして、これはその云はんとする所を端的に表現してをり、患者への愛と懇に付ての理解を得るよ、親切に記されてゐる。(四六九頁 定價 五圓 東京市牛込区市ヶ谷田町三ノ二〇山雅房 授書東京一〇〇二五番)

一 兒 痘 向 一

◇薬等の食物と藥養(川島四郎著)本書の著者は陸軍主計中佐で、軍用食糧研究家であ

る。將來の日本を背負つて立つ子供達のために正しい食物と栄養に付ての知識を與へるために、懇切に興味深くそれらのことを説明してゐる。内容は八篇に分れており、小学校高學年、中等學校初學年男女向きの讀物として推薦する。(ノート判三二八頁 定價二圓 販賣東京市神田區錦町二丁目五番地銀文堂新光社
株式會社二二四一七番)

◇一年生ツヅリカタ繪本(百田宗治選 著者長三種) 従來の繪本は多く繪に對して言葉は從屬的であつたが、本書は言葉を主體として、繪はそれの解釋的役割を演じてゐる。その主體となる言葉は百田宗治氏の選であつて、よい作品である。繪は齋藤長三氏の描いたもの三十一葉が載つてゐる。小學校一年生の新しりい教育繪本として推薦する。(四六角判六八頁 定價九〇錢 販賣東京市芝吳服花久間町二ノ一號人情銀座内コドモ園 搬賣東京二五七〇番)

◇樂しい算術學校(藤原安治郎著) 算術はむづかしい學科だといふ觀念を取去つて、面白い樂しい學科だといふ精神を涵養するやうに書かれたのが本書である。小學校高學年向として推薦したい。(四六判三九頁 定價一圓八〇錢 販賣東京市神田區錦町二丁目五番地銀文堂
新光社 搬賣東京二二四一七番)

意 注 御	申 所 込	價 定
	内閣印刷局發行課	一 部
	電話九〇内23(三五一)一九六一 〔替東京一九六一〕	五 〔外國領便に依る地域 は法規共に一部二部五錢 に依る地域は十錢 の割合を以て前金を逓減 御申込み下さい 特大號の場合は其の額度御以金より算額 申受けます〕
各 書 店・驛 賣 店	全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 〔替東京一九六一〕 〔本誌より書類の場合には必ず「週報第何號或 月幾號」の旨を明記し且つ右欄註記を盛 報局開報部第三部請付下さる 本誌記事の断簡報類は別刷り致しま 御見入る際請開報部宛お知らせ下さい 本誌へ取扱御希望の方は内閣印刷局へ お送りの場合は郵便「都五五五」 東京市麹町區大手町	内閣印刷局 〔東京市麹町區大手町 内閣印刷局〕

露光量違いにより重複撮影

ニッサン トラック・バス

**傳統的に最高度の性能を有する
ニッサン車は前線続後の輸送陣に
絶對的機能を發揮する最も經濟的な
な優秀車であります。**



N15-1

◇傷める薬呂昌徳撰(著)著者は創立善財に勤務する青年僧侶である。本書は僧侶者かその身に負はされてゐる肉體的、精神的の深い苦惱と人間未來の生への欲求との間の矛盾に立ちながら、時に社會に干渉を知覚しがちつとも、暖かい人の心にふれて本然に目覺め、革命な運命に堪へつゝ、自らの人生に歩んで行く戲劇的な姿を目に映す構に書き記したものである。著者の忠告訓問、治療等に於ける施教的な態度は少しの誇張もなく、自然に讀者に受け入れることが出来る。「小島の事」とは同種類のものなりと記されてゐる。(昭和十九年一定版)其後がら聊か行方を異にして、これはその云はんとする所を躍動的に表現して來り、患者への聲と癌に付ての理解を得るよう、鋭切に記されてゐる。(昭和十九年一定版)其後行東京市牛込区中野下町二〇山號第 五番地(一九三五年)著者は陸軍主計中佐で、軍用食糧研究家であつた。

めに正しい食物と營養に付ての知識を與へるため、懇切に興味深くそれらのことを説明してある。内容は八篇に分れており、小學校高生、中等學校初學年男女同きの讀物として推薦する。(アート社三八貞 定版 二五〇 算術書中等用書第五一丁目五常葉文部省社
算術室、二十四、一九)

◇一年生ツツリカタ繪本(白山社編著) 従來の繪本は多く繪に對して、某の從屬的であつたが、本書は、筆を主體として、繪はそれの解釋的役割を演じてゐる。その主體となる言葉は白山室氏の選であつて、よい作品である。繪は唐堀長三氏の描いたもの。三十二店が載つてゐる。小學校一年生の新らしい教育繪本として推薦する。(四六六倍大八寸定版九、一〇〇 算術東京近江屋久助第二ノンの日本大書院内コドロノク、(株)草野、五七〇年)

◇樂しい算術學校(藤原安治郎著) 算術はむづかしい學科だといふ觀念を取去つて、面白い樂しい學科だといふ精神を灌漑するやうに書かれたのが本書である。小學校高學年同として推薦したい。(四六六三五、百 宝貴一九八〇年 算術東京市用書第五一丁目五常葉文部省社
新美社 著者不詳、二十四、一七〇)

御 意 注 所 達 申 中	價 定 印 刷 局 報 刊 局 印 刷 局 東 京 市 都 道 府 縣 大 手 町
各 書 店 驛 賣 店	東 都 書 籍 株 式 會 社
▲本篇を除く、其の後は必ず『朝鮮寫眞報』と表記する。 ▲本篇の題名を明記し、且つ右欄に必ず表記する。 ▲本篇の事実無根説は必ず否認し、致しまつ。	東京市渋谷区神宮前二丁目三 番地 東京九三九番地
▲専門書籍の場合は必ず表記し、致しまつ。	
▲本篇を除く、其の後は必ず『朝鮮寫眞報』と表記する。	
▲本篇へ監告牌希望の時は内藤監修局へ	

露光量違いにより重複撮影

週報

らか險保は蓄貯の亞興

昭和十五年十一月十八日第三種郵便物認可
(毎週二回水曜日発行)



内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)

協社會險保命生人法國社
省工商省藏大援後

アシア版日本語版英語版
Asia Edition English Edition
www.asian-edition.com